## 年に一度のカラダチェック 健診はお済みですか

〝自分は元気だから大丈夫〟と思っていませんか。生活習慣病は、ほとんど自覚症状がないまま進行します。早く受けていればよかったと後悔しないためにも、この機会に健診を受けましょう。

**▼とき・ところ**
①12月19日㈭
野々島市民センター
②令和7年1月25日㈯
市総合センター『ヴィーブル』
2階研修室

**▼受付時間**　午前9時～10時30分

**▼対象**
本年度健診を受診していない人で、次のどれかに該当する人
・特定健診
市国民健康保険加入（令和6年4月1日と受診日時点）の40歳～74歳の人
・生活習慣病健診
市国民健康保険加入（受診日時点）の26歳～39歳の人
・後期高齢者健診
後期高齢者医療保険加入の人

**▼費用**
特定健診・生活習慣病健診　1500円
後期高齢者健診　800円

**▼申込方法**
電話または申し込みフォーム
申問健康ほけん課　健康づくり班
☎096(248)1275
▲申し込みフォーム

## 在宅高齢者家族 介護慰労金を支給します

**▼受給資格者**
介護保険法に規定する要介護認定で、要介護4または要介護5と認定された高齢者を令和6年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人（同居、別居は問いません）で、次の全てに該当する人
①受給資格者および在宅高齢者が、令和7年1月1日現在本市に居住して住民基本台帳に記録されている
②過去1年間介護保険サービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった人を介護している
③受給資格者および在宅高齢者の属する世帯が生活保護法による被保護世帯でない
④受給資格者および在宅高齢者の属する世帯が住民税非課税である

**▼慰労金の額**
月額1万円（年額12万円を限度として3月に支給）

**▼申請に必要なもの**
支給申請書、受給資格者本人の口座が分かるもの

**▼申請期間**
令和7年1月6日㈪～31日㈮
申問高齢者支援課
包括支援センター班
☎096(248)1126

## 在宅身体障害者等 介護者手当を支給します

障がいのある人を在宅で介護している人に手当を支給します。

**▼対象**
令和6年中に、身体障害者手帳1種1級または療育手帳A1所持者で寝たきりの人を6カ月以上在宅で介護し、次の全てに該当する人（同居・別居は問いません）
①介護する人・される人が、令和7年1月1日現在、本市に住んでいて住民登録されている
②介護する人・される人が令和7年1月1日現在、令和6年度の住民税非課税で生活保護受給世帯でない
③介護される人が過去1年間に障がい福祉サービスや介護保険サービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を受けていない
④在宅高齢者家族介護慰労金の受給資格者でない

**▼手当の額**
月額1万円（年間12万円を限度として3月に支給）

**▼申請に必要なもの**
支給申請書、受給資格者本人の振込口座が分かるもの

**▼申請期間**
令和7年1月6日㈪～31日㈮
申問福祉課　障がい福祉班
☎096(248)1144

## ひとりで悩んでいませんか

こどもの叱り方がわからない、離婚して自立したい、パートナーからの暴力で困っているなどがあれば、一緒により良い解決方法を探していきましょう。秘密は守ります。

▶と　き　午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）
▶相談先　こども家庭課 女性・こども家庭班ヴ
☎096-248-1199



## 市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

本市では、令和5年4月からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を運用しています。この制度は、性的マイノリティや事実婚などの二人が、お互いを人生のパートナーまたは家族として協力し合う〝パートナーシップの関係〟にあることを市に宣誓し、それを市が証明する制度です。

二人に未成年のこどもがいる場合は、一緒に宣誓することもできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、相続や親権のような法律上の効力は生じませんが、二人が自分らしく人生を歩んでいけるよう支援することを目的としています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▲市ホームページ

問総務課　総務・男女共同参画班
☎096(248)1112

## 有機質肥料促進事業 補助金

市では、有機質肥料の流通を促進し、市内農地の地力増進および農業生産力向上などのため、有機質肥料の購入に対する助成を行ないます。

※有機質肥料とは、家畜から排出される、ふん尿などにより生産された堆肥のことを言います

**▼対象者**
市内で生産された有機質肥料を令和6年1月1日～**令和7年3月31日まで**に購入した本市在住の農家およびその営農集団
※来年度から、4月1日～翌年3月31日までに購入した有機肥料が対象

**▼対象経費**
市内で生産された有機質肥料の購入に必要な経費
（ただし、市内の農地へ施肥することが条件。また、運搬・散布にかかる経費は対象外）

**▼補助金の額**
・購入に必要な経費の3分の2以内
・1人当たりの補助金限度額15万円
※ただし、申請者が多数の場合、予算の範囲内で金額が調整されます

**▼提出書類**
①交付申請書
②領収書写し
③請求書
④有機質肥料購入施肥実施報告書
（①③④の様式は市ホームページに掲載）
・購入した分を一括して申請してください。

▲市ホームページ

**▼申請期限**　令和7年3月31日㈪
申問農政課　農政班
☎096(248)1445

## 12月の毎週木曜日は 泉ヶ丘市民センターで『スマホお助け相談窓口』を開設します

スマホをもっと身近に感じて、便利に使えるように、12月は泉ヶ丘市民センターでスマホ相談窓口を開設します。専門の相談員が対応しますので、ぜひ気軽にお越しください。

なお、端末の購入・料金プラン・パスワード・金銭に関する相談はお受けできません。

**▼とき**
12月の毎週木曜日（閉庁時を除く）
午前9時～正午
（正午から1時間休止）
午後1時～4時
※1人当たり30分程度

**▼ところ**
泉ヶ丘市民センター1階ロビー

**▼参加費**　無料

**▼持ってくるもの**
・スマートフォン（お持ちでない人には体験用スマホを貸し出します）
・マイナポータルについて相談したい人は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号など

**▼相談方法**　直接窓口にお越しください（事前予約不要）
※混雑状況により待ち時間が発生する場合があります

申問企画課　デジタル化推進班
☎096(248)1977

## 人権ふれあいセンター 文化祭を開催します

各教室の日頃の成果を発表します。お気軽にお立ち寄りください。

**▼とき**　12月1日㈰
午前9時～午後4時頃

**▼ところ**　市人権ふれあいセンター

**▼内容**
各主催講座・自主講座の展示と発表（書道・カラオケ・ギター演奏・日舞・健康体操など）

問人権ふれあいセンター
☎096(248)3893